

令和5年度

決算に基づく健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日公布）に基づき、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための4つの財政指標、「健全化判断比率」（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を公表します。

また、公営企業に関する「資金不足比率」（資金の不足額の事業規模に対する比率）もあわせて公表します。

「健全化判断比率」および「資金不足比率」が早期健全化基準以上になった場合は健全化計画に基づく自主的な改善努力が、また、財政再生基準以上になった場合は財政再生計画に基づき地方債発行の制限など国の関与による確実な再生が必要になります。

【令和5年度決算に基づく算定結果】

いずれの指標においても、財政再生基準および早期健全化基準を上回る指標はありませんでした。

■健全化判断比率

指 標	令和5年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.69%	20.0%
連結実質赤字比率	—	19.69%	30.0%
実質公債費比率	16.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	55.9%	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

■資金不足比率

特別会計の名称	令和5年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
再生可能エネルギー事業特別会計	—	20.0%

※資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

【健全化判断比率および資金不足比率】

■ 実質赤字比率

一般会計等（普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

■ 連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

■ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金（※）を標準財政規模を基本とした額で除したものの3年間の平均値

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(\text{※})) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（※）準元利償還金……公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

■ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}(\text{※}) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（※）将来負担額……一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、他会計地方債残高（普通会計負担分）、一部事務組合等地方債残高（普通会計負担分）、退職手当負担見込額、土地開発公社長期借入金（普通会計負担分）

■ 資金不足比率

公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$